

# かみまち

# 農業委員会だより

加美町農業委員会

加美町字長檀75番地2 (☎ 67-5411)

第2号

平成22年2月15日発行



一月の晴れた日、雪のサボイ畑に行きました。どうしてもお手伝いがしたくて、雪の畑へロー・大きなサボイを抱えて、小さな手がまっ赤ですよ。

強い農業を目指す集落営農



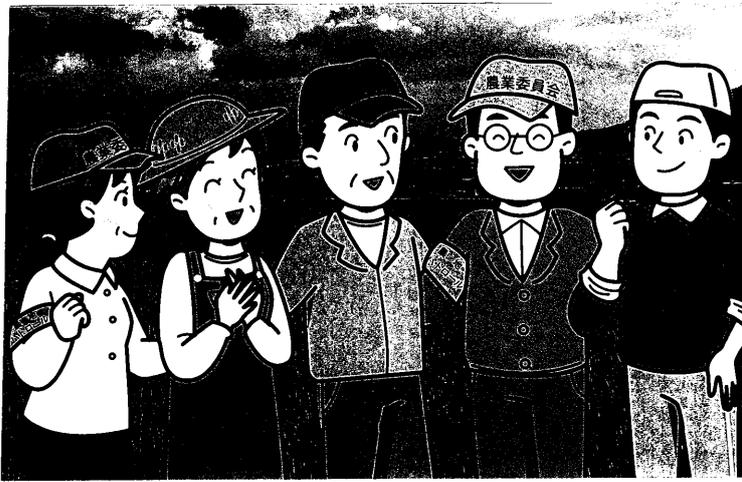
農業委員会  
会長 兎原伸一

日ごとに日も長くなり、春の農作業に取り掛かる季節となりました。この冬は暖冬予報がはずれ、北陸を中心に大雪となり、寒暖の差が大きいのが特徴で、「大雪の年は豊作の兆し」という言い伝えを信じたいものです。

二十二年度から「米の戸別所得補償モデル事業」が実施されます。米の価格に対する不安や担い手が育つような農業の将来展望が見えてこないなど懸念されますが、ここは補助金を賢く活用し、強い農業を目指したいものです。

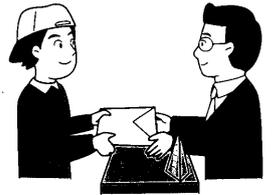
特に集落営農は、地域の施設や機械だけでなく、集落に仕事を興し、人を活かします。余裕ができた労力で直売用の野菜を作ったり、農村都市交流を進めたりして、高齢者が元気にやりがいを持って働く場をつくる。そして、後継者も育てる。このことが、暮らしも含めた「地域経営」の担い手として進化するものと思います。

地域再生の拠りどころとして、それぞれ独自の形の集落営農を創造しましょう。



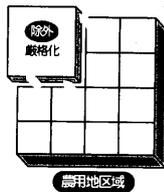
## 農地を相続したら届出が必要となりました

- 相続等によって農地を取得した人は、農地のある市町村の農業委員会に届出が必要となりました。
- 届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、10万円以下の過料に処せられます。



## 転用規制が厳しくなりました！

- 農用区域内の農地については、担い手に対する利用の集積に支障を及ぼすおそれがある場合、同区域から除外できなくなりました。



## 違反転用に対する罰則が厳しくなりました！

- 罰金額が大幅に引き上げられました。

	これまで	これから
①違反転用	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は300万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)
②違反転用における原状回復命令違反	6か月以下の懲役または30万円以下の罰金 (法人は30万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)



## 農業経営基盤強化促進法による貸し借り

地域の担い手にまかせる場合など

集落の若くてしっかりしている人に、田んぼをまかせたいが...

もう少し田んぼをまわられれば、空手があがるのに...



話し合い

仲介・相談役

- 農業委員
- JA
- 土地改良区
- 農地利用集積円滑化団体 など

市町村が手続きをします

農地利用集積計画の作成

農業委員会の決定

農地利用集積計画の公告

貸し借り成立

- 貸した農地は期限がくれば、必ず返ってきます。
- 期間終了後の離作料は不要です。
- 期間満了前に、貸し手・借り手の双方に通知がきます。
- 利用権の再設定により継続して貸借できます。

この仕組みを活用すれば

## 農地を安心して貸し借りし、効率的に利用できます！

- 農地利用集積円滑化事業の創設により、市町村や市町村公社、JAなどが農地利用集積円滑化団体となり、農地所有者の委任を受けて、所有者を代理して、農地の貸し付け等が行えるようになりました。

これにより、

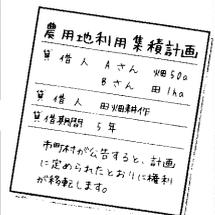
- 農地所有者は、自ら貸付先を探す必要もなく、安心して農地をまかせられます。
- 担い手は、多数の農地所有者と交渉する必要がなく、バラバラになっている農地を面的にまとめてもらい、効率的な農作業が可能になります。



## 共有地が貸し借りしやすくなります！

農用地利用集積計画により利用権を設定する際、相続等で複数の者により共有されている農地について、存続期間が5年以内の利用権を設定する場合は、共有持分の1/2を超える同意でよいことになり、利用権が設定しやすくなりました。

(これまででは、共有者全員の同意が必要でした)



## 相続税納税猶予の適用農地でも貸せます！

農業経営基盤強化促進法に基づいて農地を貸し付けた場合には、相続税納税猶予が継続するようになりました(市街化区域内農地は除く)。

ただし、これまで20年間、自ら営農した場合は、納税が免除となっていました。この改正により貸した場合は、農地としての利用を終身継続する必要があります。

(これまででは、農地を貸すと相続税納税猶予が打ち切られていました)

## 遊休農地を有効活用する 対策が充実されました

●農業委員会が年1回の農地の利用状況調査を行ない、遊休農地の所有者に対する指導・通知・公告・勧告を行ないます。



### 農業委員会が指導するケース

1年以上にわたって農作物の栽培が行なわれておらず、かつ、今後農地所有者等の農業経営に関する意向、農地の維持管理（草刈、耕起等）の状態等からみて、農作物の栽培が行なわれる見込みがない など

# 新しい 農地制度が スタートしました。

◆ 標準小作料制度が廃止されました ◆  
標準小作料制度が廃止されたことに伴い、農業委員会では、毎年「標準的賃借料情報」を提供します。

## 農地法第3条許可に「地域との調和要件」が加わりました

●農地法第3条（耕作目的の農地の権利移動）の許可申請にあたって、「地域との調和要件」が加えられたことから、農業委員会では、許可申請のすべての事案について現地調査を行います。

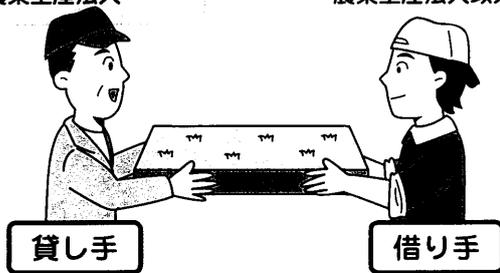
## 農地を借りられる者が増えました！

一定の条件(\*)を満たす農業生産法人以外の法人等も、農地を借りられるようになりました。

(所有権の取得は、これまでどおり、「農作業に常時従事する個人」と「農業生産法人」に限られます。)

### 農地の借り受け者の範囲

(これまで)	(追加)
農作業常時従業者	農作業常時従業者以外の個人
+	
農業生産法人	農業生産法人以外の法人



貸し借りの手続きは…

### 農地法による貸し借り

相手が決まっている場合など



申請



農業委員会  
または知事  
許可



- ※①農地を適正に利用していない場合に、解除する旨の条件が付されていること
- ②地域の農業者との話し合いや農道・水路など共同利用施設の取り決めを守るなどし、地域における他の農業者との適切な役割分担をすること
- ③長期的に安定的な農業経営の継続を可能とする機械や労働力を確保等すること
- ④法人の場合は、業務執行役員（取締役、理事、執行役、支店長等）の1人以上が耕作等の事業に常時従事すること

この条件を満たしているか、毎年、  
農業委員会等がチェックします

# 優良農家を表彰

加美町では、平成十五年から町の農業振興に大きく貢献された個人を毎年表彰しています。今年は、去る一月二十七日、農業委員会総会時に、中新田地区から下新田下の今野博幸さん、小野田地区から漆沢の高橋真さん、宮崎地区から柳沢の千葉文一さんが、その功績を認められ表彰されました。

## 下新田下 今野博幸さん

今野さんは、全農地に完熟堆肥を散布し、環境保全型農業を実践している認定農業者だ。水稲7・5畝、にんにく7畝、加工白菜と西洋野菜を40畝、他に集落では営農組合の一員として約20畝の大豆を栽培している。サラリーマンだった今野さんは、農業の経験は家の手伝い程度だったが、30歳の頃、「そろそろやらなきゃ」という思いの強まりと農業に対する興味もあり、会社を辞め専業農家になった。「農業に関してはすべてお父さんとお母さんに教えてもらいました」と話す今野さん。昨年春に父貞純さんが体調をくずし全作業が博幸さん一人の仕事になりとても大変だった時、同じように忙しいはずの仲間達が、機械を持って手伝いに来てくれたという。



その行為に心から感謝し、「同じ志を持つ仲間だからこそつながり。いつまでも大切にしていきたいと思います」と語った。専業農家になって変わったことは、時間に余裕ができたこと。家族で出かけるのがとてもいいという。「今は西洋野菜に興味があります。先輩の教えをいただきながら新しい物にも挑戦したいと思います」と、抱負を語ってくれた。

## 漆沢 高橋 真さん

高橋さんは、酪農を主体に（経産牛32頭、育成牛11頭）、水稲1・4畝、畑2・5畝を経営する認定農業者だ。酪農家の長男として生まれ、高校を卒業後一年間栃木県の酪農家での研修を経て就農した。漆沢地区は雪の量が大変に多く、飼料作物の生育・放牧環境・牛舎建築等酪農を経営するには他の地区よりも数段のコスト高になる。そんな中、真さんは、牛群改良に特に熱心に取り組んできた。牛の体形・乳量・乳成分を細かく分析し、その牛の良さを活かしよう一つランクアップさせることのできる種をかけ合わせる。そして、生まれた子牛を育てまた改良を加える。この繰り返しにより、生産コストの低減化を図りながら、高品質で安全、



しかも乳量も確保するという経営を続けてきた。その結果、平成十九年度・平成二十年度の県共進会で二年連続グランドチャンピオンに輝くことができた。妻と3人の子ども、そして両親。とても賑やかで笑顔いっぱい家族に囲まれて、「酪農を営むには良い条件ではありませんが、ずっとこの地で酪農で食べていくのが夢です」と語ってくれた。

## 柳沢 千葉文一さん



水田4・8畝、畑1畝、繁殖牛（親牛）20頭、（子牛）15頭を経営する千葉さんは、専業農家の長男として生まれ、高校卒業後すぐに就農。当時軽種馬を飼育していたことから一年間北海道の牧場で研修し飼育に取り組んだが、軽種馬の衰退とともに繁殖牛に切り替えた。就農当初から少しずつ規模拡大を図ってきたが、「田んぼに投資しても数年後には目減りする」というのが現状で、低コストにこだわり、できることはすべて手作りで行なってきたという。「経費を節約すると手が掛かるんですよ」と千葉さん。数年前から近隣の遊休農地を借りて水田放牧を行い、農地の荒廃防止にも努めている。「柳で荒れ放題だった田んぼが年々きれいになっていきます。柳の新芽は牛が喜んで食べますからもう伸びることは無いですね」と話された。仙台で暮らす息子さんが帰って来ることに期待しながら、「まだまだ働けますから、これからも、少しずつ、少しずつ規模拡大して行きますよ」と意欲を見せていた。

# 平成二十一年十月 農業委員会では

## 農地全体調査を行いました。

平成二十一年十月下旬、農業委員が農地全体調査を行いました。農地全体調査とは、国の方針を請け加美町農地全筆を対象に耕作放棄地の場所や面積など実態を把握する調査です。

調査方法は、各市町村それぞれですが、加美町では農業委員会が毎年行ってきた農地パトロールを参考に、加美町を旧町単位三ブロックに分け、地区担当農業委員が航空写真や公図を基に現地調査に向き、何年間も管理されずに耕作放棄地となっている農地の把握に努めました。

今後、この結果は加美町耕作放棄地対策協議会へ報告され、耕作放棄地の解消等に使われます。

## 加美町耕作放棄地対策協議会事業

### 耕作放棄地再生利用緊急対策について

国は、食料自給率向上のため農地の有効利用を進めています。しかし、長年に渡り不作付地のため、雑草や柳等の根が侵食し、耕作放棄地となり自己努力だけでは再生出来ない農地も見受けられます。

耕作放棄地再生利用緊急対策は、今回農業委員会が行った農地全体調査で、耕作放棄地と報告された農地を対象に、農地整備や整備後の土づくり等、再生から利用、作物の作付けまで総合的に支援する対策（下図参照）です。

詳しい内容は農業委員会事務局までお問い合わせ下さい。

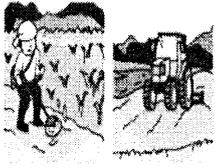
**耕作放棄地の再生・利用を応援します！**

**★荒れた農地を再生しよう**

○まずは草刈りから始めよう

**再生作業**

刈払  
抜根  
耕起  
整地 等



荒れ具合に応じ  
30,000円又は  
50,000円/10a  
(取組1年目)

○次は土づくりをしよう

**土壌改良**

堆肥投入  
緑肥栽培 等



必要に応じ  
最大2年間  
25,000円/10a/年  
(取組1年目又は  
2年目から開始)

**★作付けをはじめよう**



作付けする場合

---

営農定着 25,000円/10a  
(作付け1年目)



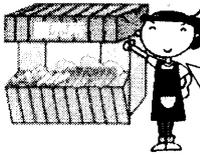
**★販売に取り組もう**

直売所、加工施設等

---

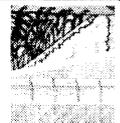
補助率 1/2

農産物を  
直売所で  
販売しま  
しょう。



**★周りの施設を整備しよう**

水路・溜池や  
農道、鳥獣  
被害防止施  
設の整備



補助率  
1/2

**利用権設定  
年齢制限が  
廃止です。**

現在、利用権設定時の受け手となる農家の年齢は、六十五歳までと制限されています。今回、一定の条件を付していますが認定農業者年齢制限の廃止に伴い、受け手の年齢制限も廃止となりました。しかし、農業者年金加入者には、経営移譲年金（旧制度）や特例付加年金（新制度）受給申請には年齢制限がありません。詳しくは、農業委員会までお問い合わせ下さい。

平成 22 年度 農 作 業 標 準 賃 金 表 (平成 21 年度と同額です)

	単位	標準額		適用		単位	標準額		適用	
		50 a 未満	50 a 以上				50 a 未満	50 a 以上		
一般作業	1日	7,000 円		8 時間	苗代	稚 苗	1 箱	700 円		
運搬作業	"	15,500 円		軽トラック		中 苗	"	660 円		
オペレーター	"	10,000 円		8 時間		ポット苗	"	670 円		
春田耕起	10 a	5,200 円	4,900 円	耕深 15 cm 以上	薬剤	粒 剤	10 a	500 円		
秋田耕起済分	"	4,000 円	3,700 円	50 a 区画以上		散布	粉 剤	"	600 円	
秋田耕起	"	5,200 円	4,900 円	300 円引き	牧草	梱 包	"	3,100 円		
プラウ耕起	"	10,000 円		30 cm 以上		刈 取	"	3,100 円		
ディスクロータリー耕起	"	5,200 円		20 cm 以上		反 転	"	3,600 円		
水田代掻	"	5,700 円		植代まで		集 束	"	1,500 円		
堆肥散布	"	3,200 円		積込運搬散布	稲わら	ラッピング	1 個	500 円		
肥料散布	"	1,000 円		改良材他		稲	刈放	10 a	6,600 円	
トラクター (リース)	1日	20,000 円		油代は含まない			空立	"	10,000 円	
プラウ (リース)	"	10,000 円					棒掛	"	12,000 円	
田植	稚 苗	10 a	5,200 円	4,900 円	刈	ハーベスター	"	6,700 円		
	中 苗	"	5,700 円	5,400 円		コンバイン	カッター	"	14,000 円	13,000 円
	ポット苗	"	5,800 円	5,500 円		結束	"	15,400 円	14,300 円	
	請負稚苗	"	20,600 円	20,300 円		乾 燥	60 kg	800 円		
	請負中苗	"	26,800 円	26,500 円		粉摺調整	"	550 円		
				機械植	精 米	"	600 円			
				苗運搬・側条施	畦畔つき作業	1m	30 円			
				肥機 500 円増						
				植え込み 22 箱						
				植え込み 32 箱						

今年の冬は暖かい日が多く、春の訪れも早いのかな? なんて少しだけワクワクしています。

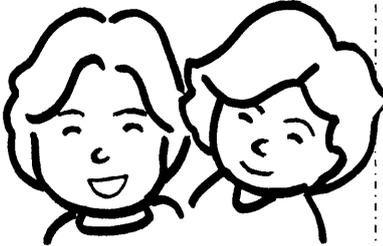
春を告げる物といえば...「ふきのとう」? 今回は、「バッケ味噌」の作り方を紹介します。

- ① ふきのとうをきれいに洗ってサッと湯がき、しっかり水気を切る。(苦味と強い香りが好きな人は生のままでもよい。)
- ② 細かく切り油で炒める。
- ③ 別に砂糖味噌を作り、②のふきのとうを加え炒める。

これでできあがりです。

ふきのとうは、他にも、天ぷらや味噌汁、佃煮にも使えます。早春にしか味わえない美味しさです。ぜひ挑戦してみてください。

登喜子



登喜ちゃんと洋子ちゃんの  
**知恵ぶくろ**

**編集委員**

委員長 三浦英典

副委員長 鈴木二郎

委員 千葉連悦

委員 工藤洋子

委員 石川太

委員 伊藤登喜子

## 全国農業新聞

● 農業                      ● 農村の動きを解説

● 暮らし                    ● 健康を考える

● 技術                        ● 流通の情報

● 経営

● 年金相談など

● ぜひ購読を ●

購読料 1ヶ月 600円(送料共)

お申込みは…農業委員会事務局へ (☎ 67-5411)